

保護者様

大田原市立学校長

## 出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について

学校保健安全法の規定により、下記感染症に罹患した場合の登校基準等を明記しました。つきましては、お子さんが罹患した際は、下の表を確認しながら「学校感染症に関する受診報告書（様式）」に主治医の指示内容を記入し、学校に提出願います。

《出席停止になる感染症の種類と登校の基準》		
分類	主な感染症の種類	登校の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト等	退院後、主治医から登校日について指示を受けてください。
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」経てば登校できます。※裏面【表①】を参照
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了すれば登校できます。
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過すれば登校できます。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳の下からあごにかけての腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になれば登校できます。
	風疹	発疹がなくなれば登校できます。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになったことを確認すれば登校できます。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日経過すれば登校できます。
	新型コロナウイルス感染症	「発症後5日を経過」し、かつ「症状が軽快後1日」を経過すれば登校できます。※裏面【表②】を参照
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	主治医から登校日について指示を受けてください。
第三種	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	主治医から登校日について指示を受けてください。
《その他の感染症における登校の目安》		
※ 感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮した上で、保護者からの病状や主治医の見立てを聞き取り、学校医の意見を踏まえた上で出席停止を学校が判断します。受診後は必ず学校へ連絡してください。		
分類	主な感染症の種類	登校の目安
第三種	溶連菌感染症	抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良ければ登校可能です。
	手足口病、ヘルパンギーナ	発熱なく、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登校可能です。
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登校可能です。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治れば登校可能です。
	RSウイルス感染症	発熱なく激しい咳が治れば登校可能です。